

学生支援の現場から

◆ プール学院大学

「個性」に応じた学びを

(国際文化学部准教授)

森定 玲子

本学は、二〇〇七（平成一九）年から四年間、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」（学生支援GP）に選定されたことを契機に、発達障害を有する学生に対する支援活動に取り組んでいる。発達障害者支援法が追い風となり、近年、いずれの大学でもこの課題に取り組んでいるが、本学の場合、キリスト教主義と異文化間協働という教育理念が背景にある。これらの教育理念に基づき、本学は開学以来、学生の多様性を重視し、留学生や身体障害を有する学生を受け入れ、支援を行ってきた。この延長線上に、発達障害を有する学生に対する支援活動が位置づけられている。

二年程の試行錯誤を経て、発達障害を有する学生に対する支援活動は一つの形を持つことができるようになり、本学ではそれを「特別支援プログラム」と呼んでいる。そのプロセスはまず、同プログラムを希望する受験生に対して個別相談を行い、入試時には必要に応じて時間延長等の配

慮をする。入学後保護者・学生連名の申請書を提出し、ケース会議によってその可否を判断する。「特別支援プログラム」の利用が承認されると、ケース会議に基づいて個別の教育支援計画を策定し、それに沿って、個々の学生の学習、対人関係、進路の課題に対応するべく支援を実施している。個別の教育支援計画は、学期毎に実施結果を評価し、アセスメントを見直し、改訂している。（図1参照）。

「特別支援プログラム」実施の拠点となっているのが、学習支援室である。学習支援室に配置された特別支援コーディネーターが、個別の教育支援計画に従って、学習支援、ソーシャルスキルトレーニング汎化プロゲ

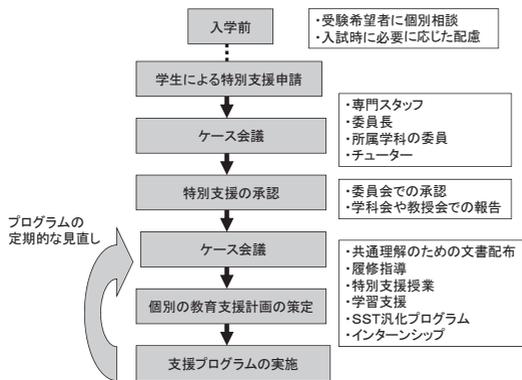


図1 特別支援プログラム

ラム、キャリア教育を組み立てている。特筆すべきは、キャリア教育の一環として、民間の就労支援機関と提携してインターンシップを実施していることである。インターンシップを通じて、学生はできることとできないことを整理し、卒業後の進路についての見通しを得ることができるようになる（図2参照）。

この取り組みで一番難しいのは学生の自己認知である。「発達障害」はわかりにくい「特性」である。少し話をしただけでは教職員もコミュニケーションのずれに気が付かない場合がある。学生自身が「自分には必要ない」と支援を拒否することもある。学生の自己認知の段階に応じて支援が提供できるよ

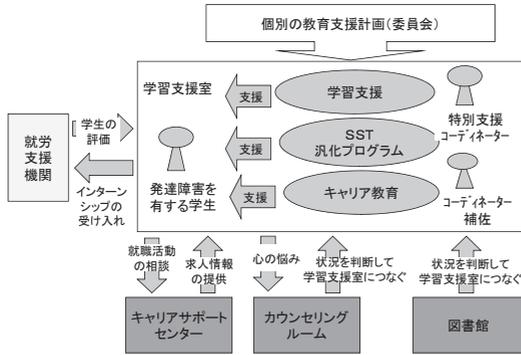


図2 2009年度特別支援体制

う、現在三つの支援レベルを設定している（表）。

もちろん、大学の取り組みは単に特別支援に留まるものではない。我々が目指しているのは「発達障害」の有無に関わりなく、学生一人一人が「個性」を認められ、「個性」に応じた学びを積み重ねて、社会に羽ばたくことができる環境の整備である。今回の学生支援GPが、そのような学びのユニバーサルデザイン構築の一助となるべく取り組んでいる。

| | 支援内容 | 条件 |
|------|---|---|
| 特別支援 | <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画の策定 共通理解のための文書配布 定期試験時の配慮 特別支援授業の履修 インターンシップへの参加 SST汎化プログラムへの参加 教育相談 進路相談 | <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書もしくは障害者手帳 保護者、本人も発達障害の疑いがあることを認め、申請書を提出している。 支援について当該学科会で承認を得ている。 |
| 準支援 | <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画の策定 共通理解のための文書配布 定期試験時の配慮 特別支援授業の履修 SST汎化プログラムへの参加 進路相談 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援コーディネーターが保護者との面談、本人の発達検査に基づいて、発達障害の疑いがあり、支援が必要と判断する。 保護者、本人が支援の必要性があることを認め、承諾書を提出している。 支援について当該学科会で承認を得ている。 |
| 見守り | <ul style="list-style-type: none"> SST汎化プログラムへの参加 進路相談 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者、本人から、あるいはチューターから見守りの要請がある。 支援について当該学科会で承認を得ている。 |

表 3つの支援レベル